

# 第1回 益城町公の施設のあり方検討委員会

## 議 事 次 第

日時：平成30年 1月26日（金）

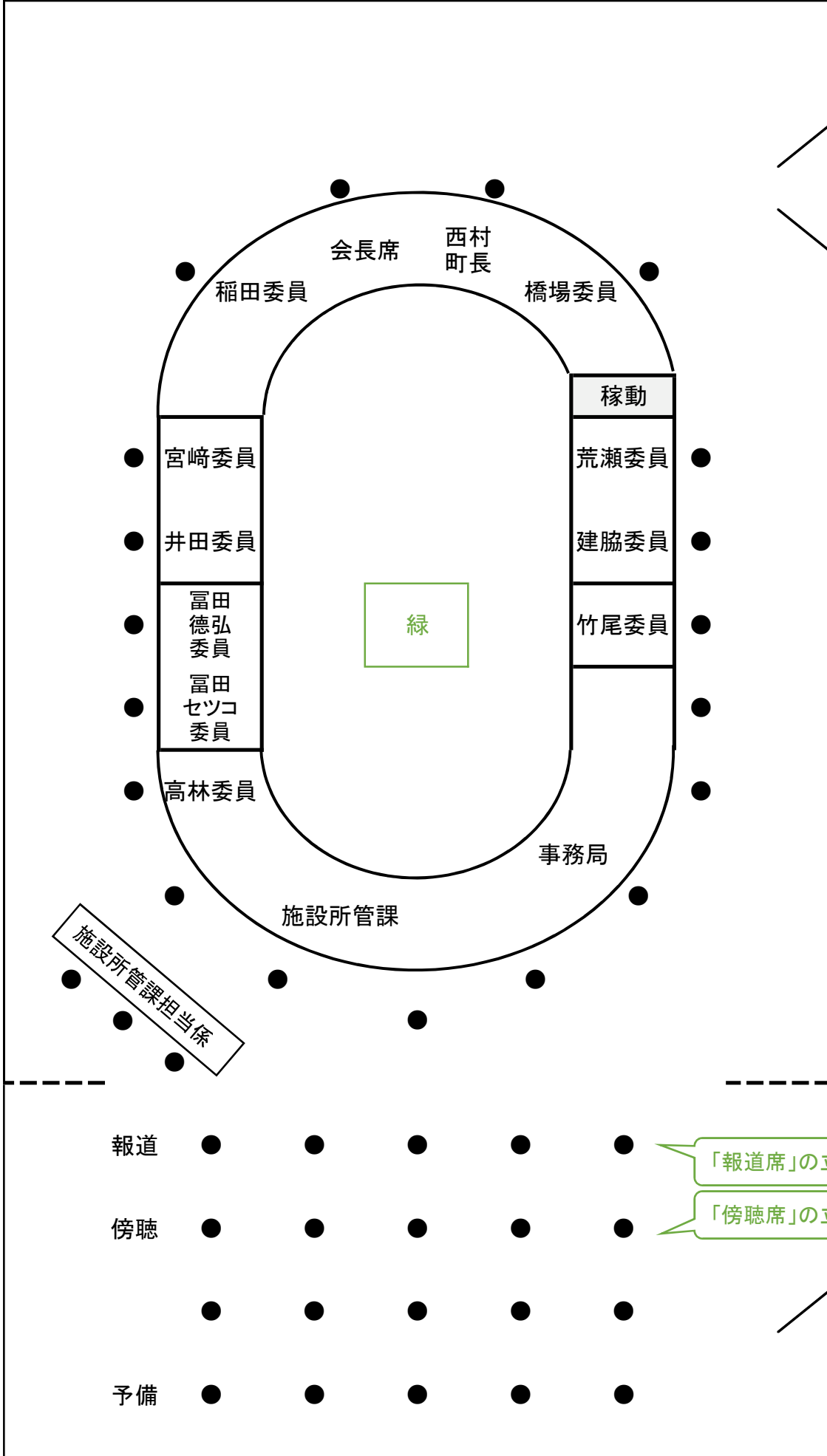
13:30~17:00

場所：益城町役場仮設庁舎 本館2階応接室

1. 開会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料1・2
2. 委嘱状交付
3. 委員紹介・・・・・・・・・・・・・・・・資料3
4. 町長挨拶
5. 会長の選任及び副会長の指名
6. 委員会への諮問
7. 議事の公開についての確認・・・・・・・・資料4
8. 本委員会の議論の進め方 [事務局説明]・・・・・・・・資料5
9. 議論の対象とする3施設の概要・・・・・・・・資料6
10. 公の施設の複合化について [事務局説明]・・・・・・・・資料7
11. 平成28年熊本地震により被災した3施設の現地視察
12. 委員討議
  - ・平成28年熊本地震により被災した3施設の複合化について
13. 事務連絡
14. 閉会

### 配布資料一覧

資料1	第1回 益城町公の施設のあり方検討委員会 座席表
資料2	益城町公の施設のあり方検討委員会設置要項
資料3	益城町公の施設のあり方検討委員会 委員名簿
資料4	益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準
資料5	公の施設のあり方検討委員会の議論の進め方
資料6	3施設の概要
資料7	3施設の複合化により期待される効果
参考資料1	公の施設のあり方検討に関する方針
参考資料2	平成28年熊本地震により被災した公の施設の建築及び建築に係る複合化並びに管理運営方法の検討に関する補足方針及び検討委員会スケジュール
参考資料3	熊本地震により大規模改修、解体の必要性が生じている公共施設一覧
参考資料4	平成28年熊本地震により被災した3施設の設置条例



報道・傍聴  
締切

施設所管課担当係

報道	●	●	●	●	●
傍聴	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●
予備	●	●	●	●	●

「報道席」の立看板

「傍聴席」の立看板

看板

報道・傍聴  
受付

## ○益城町公の施設のあり方検討委員会設置要項

平成24年 4月 1日告示第26号

## 益城町公の施設のあり方検討委員会設置要項

(設置)

**第 1 条** 町の公の施設のあり方に関する事項を検討するため、益城町公の施設のあり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

**第 2 条** 委員会は、次の事項について審議し、答申する。

- (1) 町長から諮問された公の施設のあり方に関する事項
- (2) その他町長が公の施設のあり方に関して必要と認める事項

(組織)

**第 3 条** 委員会は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱した10人以内をもって組織する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 公募により選ばれた者
- (5) その他町長が適当と認める者

(委員の任期)

**第 4 条** 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

**第 5 条** 委員会に会長を置き、会長は、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者に出席を求め、意見を聴き、又は資料

の提出を求めることができる。

(庶務)

**第7条** 委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(雑則)

**第8条** この要項の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

**附 則**

この要項は、告示の日から施行する。

## 益城町公の施設のあり方検討委員会委員 名簿

任期：委嘱した日から2年間

(敬称略)

	委員名	氏 名	所 属 等	備考
1	(1号委員) 町議会議員	いなだ ただのり 稲田 忠則	町議会議長	
2		みやざき きんじ 宮崎 金次	町議会議員 災害復興特別委員会委員長	
3	(2号委員) 学識経験者	い だ たかのり 井田 貴志	熊本県立大学 総合管理学部総合管理学科教授	
4		とみた のりひろ 富田 徳弘	益城町男女共同参画センター運営 委員会より推薦を受けた者	
5		とみた セツコ 富田セツコ	益城町公民館運営審議会より推薦 を受けた者	
6		たかばやし ひであき 高林 秀明	益城町子ども・子育て会議より推薦 を受けた者	
7	(3号委員) 地域住民の代表者	はしば のりひと 橋場 紀仁	区長会長	
8	(4号委員) 公募委員	あらせ よしあき 荒瀬 芳昭		
9		たてわき たかこ 建脇 孝子		
10	(5号委員) その他町長が適当 と認める者	たけお けんじ 竹尾 健司	肥後銀行木山支店 支店長	

## 益城町審議会等の会議及び会議録の公開に関する実施基準

### 1 目的

この実施基準は、「益城町審議会等の設置及び運営に関する指針」に基づき、審議会等の会議及び会議録を公開するために必要な事項を定め、公正で透明性の高い開かれた行政活動を推進することを目的とする。

### 2 審議会等の会議の公開

#### (1) 審議会等の会議（以下、「会議」という。）の公開基準

会議は、原則公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- ① 益城町情報公開条例（平成13年益城町条例第12号）第7条各号に定める不開示情報を含む場合
- ② 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

#### (2) 会議の公開等の決定

会議の公開又は非公開の決定は、前記「(1) 審議会等の会議の公開基準」に基づき、当該審議会等が決定することとする。ただし、会議を非公開と決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

#### (3) 会議の傍聴

会議の全部を非公開とすると決定した審議会等以外は、希望者に会議の傍聴を認めるものとする。会議の一部を非公開とすると決定した審議会等は、非公開の審議等を行う場合に限り、会議の傍聴を認めないあるいは傍聴する者（以下、「傍聴人」という。）に一時退席を求めることができる。

会議の傍聴に関する基準は、概ね次のとおりとする。

##### ① 傍聴ができない者

次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- ・人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
- ・ビラ、プラカード、旗又は笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

- ・酒気を帯びていると認められる者
- ・上記に掲げるもののほか、会議を妨害するおそれがあると認められる者

## ② 傍聴の遵守事項

会議の傍聴人に対して、次に掲げる事項を守り、審議会等の長の指示に従い静穏に傍聴するよう求めることができる。

- ・会議での言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表現しないこと。
- ・私語、談笑その他会議の妨害となるような行為をしないこと。
- ・はり紙を行い、旗又は垂れ幕の類を掲げる等の示威行為をしないこと。
- ・飲食又は喫煙をしないこと。
- ・写真撮影、録画、録音等をしないこと。(ただし、審議会等の長の許可を受けた場合は除く。)
- ・上記に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の運営に支障となる行為をしないこと。

## ③ 傍聴人の退場命令

審議会等の長は、傍聴人が前記「②傍聴の遵守事項」の規定に違反したときは、当該傍聴人に対して退場を命ずることができる。

## ④ 傍聴手続

- ・傍聴希望者が傍聴定員を超えたときは、先着順又は抽選によることができる。
- ・傍聴人に対しては、傍聴席及び会議資料を用意する。ただし、当該資料の中に不開示情報が記載されている場合は、資料の全部又は一部を配布しないことができる。
- ・傍聴人は、受付名簿により記載することとする。

## 3 審議会等の会議録の公開

### (1) 審議会等の会議録（以下、「会議録」という。）の作成

審議会等の事務局（所管課）は、会議終了後、すみやかに会議録を作成しなければならない。

### (2) 会議録の公開基準

会議録は、原則公開とする。なお、当該審議会等の公正かつ円滑な運営に支障をきたさないよう、あらかじめ公開する会議録の全部若しくは一部（発言した委員名の削除等）、又は要旨のいずれにするのか、その他関係資料の公開・非公開等についても決定する。

(3) 会議録の公開方法

会議録は、会議終了後概ね1か月以内に、町ホームページ等により公開するものとする。

#### 4 答申結果の公開

町長から諮問された審議会等で、その審議が終了し答申が行われた場合は、その内容を速やかに町広報紙若しくは町ホームページにより、公開するものとする。

#### 5 適用

この実施基準は、平成26年11月11日から適用する。